

全私連発第 431 号
平成 17 年 12 月 5 日

文部科学大臣
小 坂 憲 次 殿

全 私 学 連 合

日本私立大学団体連合会会長 安 西 祐一郎
日本私立短期大学協会会長 川 並 弘 昭
日本私立中学高等学校連合会会長 田 村 哲 夫
日本私立小学校連合会会長 平 野 吉 三
全日本私立幼稚園連合会会長 三 浦 貞 子

「年金制度の一元化についての意見」の提出について

平素より、私学振興のために特段のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、現在、政府及び与党等において年金制度の一元化に関する検討が進められておりますが、被用者年金制度において独自の私学共済制度を創設以来、同制度の健全な運営に営々と努力してきております私立学校の立場から、別紙のとおり「年金制度の一元化についての意見」を取りまとめました。

つきましては、今後の検討に当たりましては、当該意見も踏まえて、我が国学校教育に重要な役割を果たしております私立学校に特段の配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

年金制度の一元化についての意見

平成17年12月5日

全 私 学 連 合

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会

私学共済制度は、教育基本法の趣旨等に則って、私学関係者の強い要望を背景に、学種や規模の違いを超えて、幼児教育から高等教育までを担う私立学校の全加入者に対して医療給付事業、年金給付事業及び福祉事業を一体的・総合的に運営し、さらに、年金資産を学校法人等に対する主要な財源として貸し付けるなど、我が国の私立学校教育の振興のために不可欠な制度として定着している。

私学共済制度の発展と安定は、我が国の学校教育に重要な役割を果たしてきた私学の発展による加入者増や、過去において他の年金制度に比して高い掛金を負担するなど、学校法人等及び加入者の営々たる努力によって今日の良好な財政状況を築いてきたものである。

また、私学共済制度は、平成13年3月閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」における“公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地からの「保険料引上げの前倒し」”の趣旨に対応するために、平成16年度財政再計算の結果に基づき、掛金率を毎年千分の3.54引き上げていくことにしており、このことによって、私学共済制度は、将来にわたっても安定的な運営が維持される見通しとなっている。

現在、前記閣議決定を踏まえて、公務員共済及び私学共済の年金制度に関して“被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化を含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策”が喫緊の政治課題の一つに大きく取り上げられ、政府や与党等において論議が急速な展開で行われている。私学としても、今日の被用者年金制度の一元化の方向性と意義は理解するものであるが、前述のとおり閣議決定の方針に従い「保険料引上げの前倒し」で通常引き上げる必要のある掛金率の1.5倍の引き上げを行ったばかりであり、この論議の結論によっては、私学共済制度自体にとって年金制度の一元化を推進する積極的、明確な意義が見出しにくく、全国私学関係者の理解が得られないものとなる。

仄聞するところ、現在の論議では、主として掛金率と職域相当部分の給付及び、積立金の取り扱いについて検討がなされているが、このいずれの事項も私学共済の年金制度に大きな影響を及ぼし、学校法人等及び加入者にとって大きな不利益となることが想定されるものである。今後の論議、検討に当たっては、私学の立場から以下の問題点を掲げ、絶大なる配慮をお願いするものである。

年金制度一元化検討事項（問題点）

1 負担について（掛金率の引き上げ）

厚生年金と共済年金の負担水準が同一になるとすると、厚生年金の保険料率に揃えられることが考えられ、その場合は掛金率が更に大幅に引き上げられることになるため、更なる急激な負担増は学校法人等及び加入者にとって大変な重荷となる。特に学校法人等の負担の増加は、学生、生徒、児童、園児等の父兄が学校に対して負担する授業料等納付金の値上げに直結することになり、国民に対する影響も大きい。

2 給付について

厚生年金と共済年金の給付水準が同一になるとすると、厚生年金には職域相当部分がないため、私学共済制度の給付は1階（基礎年金部分）と2階（給与比例部分）のみとなり、3階（職域相当部分）は公的年金から外される可能性が生じる。そうすると私学共済加入者にとって、負担は増え、給付は減ることになるので、こうした一元化は全国私学関係者の理解は得られないものと思われる。

3 積立金について

私学共済制度の年金積立金は、平成16年度末で3兆2,100億円であり、これは私学の努力の積み重ねによるものである。この年金資産は給付費用以外に助成事業における学校法人等への貸付資金として私学振興を支える役割を担っていることから、移管するとなればその役割を果たせないことにもなるので、あくまでも私学共済制度が引き続き管理・運用するべきと考える。

要請

今後の進め方に際しては、私学共済制度を支えている学校法人等や加入者の意見を聞く機会を早期に設けるとともに、これら私学関係者の意向に配慮した取り扱いが、是非ともなされるべきである。